

# 熱中症対策の義務化と西播磨水道企業団における対応について

## I 熱中症対策義務化の目的と背景

厚生労働省によると、近年、熱中症による労働災害は深刻化しており、令和4年から令和6年までの3年連続で職場における熱中症による死亡数は30人を超えています。また、令和2年から令和5年までに発生した熱中症死亡災害の分析結果103件のうち100件が「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因でした。

このことから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第612条の2に「熱中症を生ずるおそれのある作業」が明記され、熱中症対策の周知が令和7年6月1日から義務付けられました。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



出典：厚生労働省

### <厚生労働省>

パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

[https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7\\_neccyusho\\_strengthening\\_pamphlet.pdf](https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_pamphlet.pdf)

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

熱中症予防のための情報・資料サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

## 2 西播磨水道企業団における熱中症予防対策

西播磨水道企業団では、熱中症対策に必要な措置や実施手順を作成し、職員に周知しています。また、厚生労働省によると、熱中症による死亡者の7割は屋外作業であったことから、特に**職員による現場作業**については、次の熱中症予防対策を講じることとしています。

- ・ シャベルの使用など代謝が高い作業は、常に交代しこまめに休憩する。
- ・ 休憩時又は適時に水分と塩分を補給する。

※「熱中症対策（休憩中）」である旨を標示します。

車内や現場付近の木陰など

涼しい場所で休憩します。

ご理解とご協力をお願いします！

